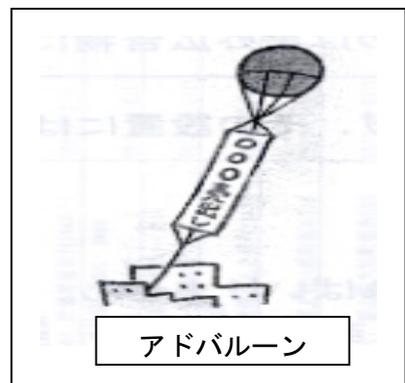
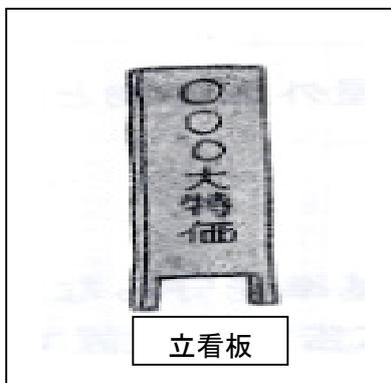
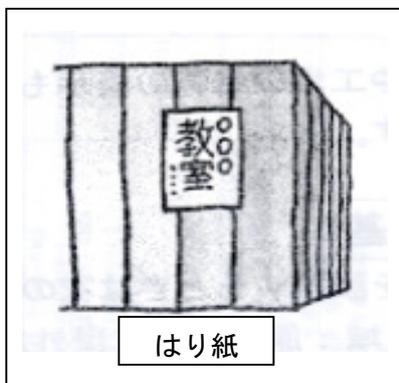
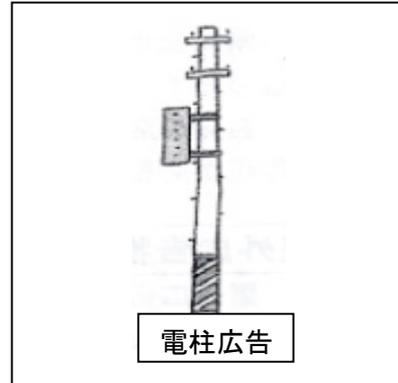
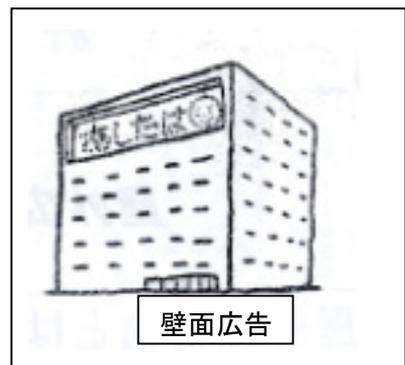


I 屋外広告物とは

道路沿いに建てられる野立広告物、営業敷地内に掲出する広告物、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、さまざまな形態の屋外広告物がありますが、規制の対象とする「屋外広告物」とは、これらの他にネオンサイン、アドバルーン、ポスター類まで含む幅広い意味を有しています。

屋外広告物とは、次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。



1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にはなりません。これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。

また、1週間程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

2 屋外で表示されるものであること

「屋外」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象にはなりません。

3 公衆に表示されるものであること

「公衆」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断されます。

4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものであること

「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を有したものではない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物に含めるということです。

次ページから「下呂市屋外広告物条例」の概要を説明しますが、おおむね次のように構成されています。